

平成29年度 運 営 方 針

社会福祉法人会津療育会

平成29年度は、本年4月1日より施行される改正社会福祉法に則り、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等の実践が求められます。

地域福祉の重要な担い手である当法人としても、利用者の多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するため、今まで以上に高い公益性を発揮するとともに、これらを担保するための法人組織の体質強化、経営の透明性の確保等が必要となります。

今年度の運営については、これらのことを念頭に置きながら、会津療育会施設運営の基本理念となる利用者本位を旨としながら、より良いサービスの提供に努めるとともに、地域と共に生きる施設づくりにも積極的に取り組むこととします。

今年度の各分野別の取り組みとしては、

- 1 法人組織の安定した運営については、社会福祉法改正により大きく変化した法人組織への円滑な移行を目指すとともに、それぞれの事業運営の改善に努めます。

また、人材育成については、昨年度からスタートした人事考課制度の検証結果に基づき、新たに発見された課題を克服し制度の定着を図ります。

- 2 在宅支援サービスの強化のため、短期入所及び通所生活介護の更なる質の向上に努め、利用者や家族の方々が利用しやすい事業となるよう改善するとともに、それぞれに数値目標を掲げ利用者の増加を目指します。

また、需要が急増している相談支援事業の安定的な運営に努めるとともに、基幹障がい者相談支援事業所としての福祉人材育成等の促進を図ります。

- 3 施設入所者の生活圏の拡大と日常生活の向上のため、個別ケア外出等の支援を強化するとともに、入所者の主体的な関わりが可能となるような体制作りを努めます。

また、利用者の地域移行についても引き続き取り組みます。

- 4 地域貢献の拡大と広報活動の強化のため、地域貢献事業の充実を目指すとともに、ボランティアの積極的な受け入れや地域との交流の拡大を図ります。

また、施設の存在や活動を広く理解していただくため、ホームページの充実等による広報活動の強化に努めます。